

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年4月18日

さいたま地方法務局本庄出張所 登記官 黒須知明

記

1 手続番号

第0328-2019-0018号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

児玉郡上里町大字忍保字小原138番1